

## 令和8年度 第1回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日時	令和8年4月22日（水）午後6時30分～8時30分
場所	多摩平ふれあい館 集会室3-1、2
出席者	林委員、橋本委員、田中委員、清水委員、寺田委員、飯田委員、本間委員、事務局
遅刻者	瀧澤委員、野原委員
欠席者	山田委員
次第	<p>1 副市長挨拶</p> <p>2 情報提供</p> <p>(1)第5次日野市男女平等行動計画に関する計画・法令等の最新の動向について【資料1、別紙】</p> <p>(2)「第4次日野市男女平等行動計画」に紐づく、令和7年度平和と人権課事業について【資料2】</p> <p>(3)令和8年度 憲法記念日行事講演会について【資料3】</p> <p>3 その他</p> <p>委員の皆様よりご挨拶</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料1】第5次日野市男女平等行動計画に関する計画・法令等の最新の動向</li> <li>・【別紙】第6次男女共同参画基本計画(説明資料)</li> <li>・【資料2】「第4次日野市男女平等行動計画」に紐づく、令和7年度平和と人権課事業</li> <li>・【資料3】令和8年度憲法記念日講演会 チラシ</li> </ul>
開会	司会より会議に先立つ説明。
次第1	〈副市長より挨拶〉
次第2-(1)	第5次日野市男女平等行動計画に関する計画・法令等の最新の動向について事務局より説明。【資料1、別紙】
質疑・意見	<p>【質問】〈委員〉</p> <p>「独立行政法人国立女性教育会館」が「独立行政法人男女共同参画機構」になり、男女共同参画センターを強力に支援するとのことだが、具体的に予算や体制が強化されたり、5次計画の取組に影響があったりということはあるのか。</p> <p>【回答】〈事務局〉</p> <p>国や都、独立行政法人男女共同参画機構からの情報を注視し、5次計画を進めていくうえで連携できる部分があれば積極的に活用していきたい。</p> <p>【意見】〈委員〉</p> <p>センターがない自治体が新しくセンターを作ることへの支援だけでなく、既にあるセンターについても強力に支援してほしい。</p>
次第2-(2)	「第4次日野市男女平等行動計画」に紐づく、令和7年度平和と人権課事業について事務局より説明。【資料2】
	<p>【質問】〈委員〉</p> <p>女性相談の相談内容や傾向について、課としてどのように活用しているか。</p> <p>他自治体では、内容・傾向を分析し、講座等の内容に活用しているところもある。</p>

また、パネル展を実施しているとのことだが、見に来た方の感想やコメントを収集しているか。改善につなげる等活用しているか。

【回答】〈事務局〉

女性相談については、毎年一回女性相談員と平和と人権課職員で傾向分析をしている。講座等に活かすことについては至っていない。

パネル展について感想等の収集は実施していない。今後の参考にする。

【質問】〈委員〉

女性相談の内容は記録しているのか。内容について課内で共有しているのか。

パネル展の内容をHPでも見ることで見られるよう掲載するなど、広く啓発するために工夫されているか。

【回答】〈事務局〉

女性相談の内容は相談員が記録しているが、基本的に職員が内容を把握することはない。相談員との傾向分析の議事録は作成し、課内で共有している。

パネル展の実施についてはHPで周知しているが、パネルの内容まではHPに掲載していない。

【意見】〈委員〉

「女性相談」という抽象的な名称だとわかりにくいように思う。

例えば、共同親権についての相談において、DVが絡む場合等で「どう対応していけばいいか」という戸惑いや不安については「女性相談」で受け止めることが重要と考えるが、現状の名称では相談できることを読み取りにくい。

女性相談で相談できる具体的なキーワードを明記するなど、「この内容を相談していいんだ」と思える看板に修正するという工夫をしてもいいのではと思う。

【回答】〈事務局〉

女性相談という名称について、現在はあえてキーワードを名称に記載しないことで、広くどんな相談でも受け入れているという形をとっているが、「女性の〇〇相談」のように、相談できる内容がわかりやすい名称にしている自治体もあると認識している。

また、現在の名称では男性が利用しにくいという課題についても認識しているが、具体的な名称変更の検討には至っていない。

共同親権についても、法律相談で法律的な話というよりかは、悩んだときに、その悩みを聞いてもらいたいとか情報提供をしてほしいとかで女性相談に来る方は現段階ですでにいと聞いている。今後もこの共同親権が浸透していけば相談が増えてくるのではと認識している。

【意見】〈委員〉

「女性相談」の看板を外すという意図ではない。また、相談というのはある種マーケティングの要素があると思っている。相談内容や傾向からは、本当に必要な支援が見えてくるので、取組に活かしていただきたい。

**【質問】〈副会長〉**

女性相談について、名称について、具体的な「離婚」などのキーワードを出すとわかりやすいというご意見も一理あると思うが、なかなか名称を固定する難しさもあると思う。説明として、「どこに相談したらよいかわからない」ときにも相談できるとあるので、そのように付記することでの対応も考えられる。

また、例えば共同親権について相談があった場合、法律に関する相談が必要になる場合もある。そのような内容を女性相談員が聞き取った場合、どのように対応しているのか。女性相談員から平和と人権課職員に話が行って案内ということになるのか。すぐに対応することが重要だと思う。

**【回答】〈事務局〉**

女性相談の中で聞き取った内容は、原則、職員が把握することはないため、法律相談など別の相談窓口への案内が必要なケースについては、女性相談員から直接相談者へ案内している。

女性相談を介さず、直接平和と人権課に対して問い合わせがあった場合は、平和と人権課職員が必要に応じて情報提供を行っている。

**【意見】〈委員〉**

女性支援新法ができて、5次計画でも重点施策になっている。

女性相談の名称を「女性の支援相談」にすることや、月に一回でも日によって相談の部門（分野）を絞るなどアピールの仕方を変えることが必要なのではないかと感じる。

**【意見】〈委員〉**

今までのお話を聞いて、男性相談はないのかと感じた。「女性相談」という名称だけ聞くと男性の相談は受け入れていないかのように受け止められる。

また、対面相談に至るまでのきっかけとして、インターネットや SNS による相談手法を取り入れることも1つの手段だと思う。

相談の内容についても個人情報大切にしつつも、積極的に収集する意識を持つことで、課題を認識し、今後の取組に活かしていく姿勢も重要であると感じた。

**【意見】〈委員〉**

シングルファザーへのサポートは少ないように感じている。悩み相談などできる場があるといい。

また、共同親権については、離婚調停をする前の段階で女性相談につながると、情報を整理できたり話がしやすくなるのではと感じた。

子ども性暴力防止法についてだが、つい先日も障害者施設の職員が女兒にわいせつな行為をしたというニュースがあった。容疑者は児童に関わる職業の資格を持っており、児童に関わる仕事も転々としていたという。こういった犯罪行為をしても別の場所でまた子どもに接する職につけてしまう現状がある。日本でもしっかり犯人を追跡できるシステムができればと思う。

	<p><b>【回答】〈事務局〉</b>          いただいたご意見をしっかりと受け止め、今後の参考とさせていただきたい。          女性相談については、女性相談員との信頼関係があるからこそ話せるという相談内容もあると認識している。相談の内容種別については統計をまとめているが、DV など危険性・緊急性の高い相談以外の個別具体的な相談記録を職員が把握することはない、という運用をご理解いただきたい。          また、男性相談については現在、女性相談で性別を問わず受け入れることで実施しているが、相談の名称や運用の課題等があると認識している。</p> <p><b>【意見】〈委員〉</b>          男性相談については、女性相談とは実施日時を区切ることで解決できる課題もあるので感じた。</p> <p><b>【質問】〈委員〉</b>          自分は推進委員として関わったため、5次計画が新しく策定されたことや日野市ジェンダー平等条例があることを知っているが、市民のほとんどはその存在を知らないのではないか。          いかに市民に知っていただくか、浸透させていくかについて、より一層の努力が必要であるとを感じるが、今後どのような情報発信をしてどう広めていくのか、教えてほしい。</p> <p><b>【回答】〈事務局〉</b>          市民への周知は課題として認識している。          令和7年度末に日野市ジェンダー平等条例についてのガイドブックを作成した。このようなガイドブックを用いた市民講座を開催するなど今後検討していきたい。</p> <p><b>【質問】〈委員〉</b>          様々な課題を認識されていると思うが、実施に至らない原因は何か。予算が足りないのか。マンパワーが足りないのか。</p> <p><b>【回答】〈事務局〉</b>          一概にはお答えできないが、工夫してやっていきたい。</p>
次第 2 - (3)	令和8年度 憲法記念日行事講演会について 事務局より説明。【資料3】
	<p><b>【意見】〈委員〉</b>          講演会等イベント情報は今回のように早めの周知をしていただけるとありがたい。</p>
次第3	〈委員の皆様より一言ずつご挨拶〉
閉会	〈事務局より挨拶〉